

## 多様な林業経営モデル創出事業費助成金交付要綱

平成31年4月1日付31農振財森第45号  
(一部改正) 令和2年8月26日付2農振財森第872号

### (目的)

第1条 公益財団法人東京都農林水産振興財団は、多様な林業経営モデル創出事業実施要綱（平成31年4月1日付31農振財森第45号）に基づき林業事業者（以下「助成事業者」という。）が実施する多様な林業経営モデル創出事業（以下「事業」という。）に要する経費につき、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都助成金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都助成金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成率及び助成対象経費)

第2条 前条に規定する事業の助成率等は、実施要綱別表1、2、3に定めるとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第3条 助成事業者は、助成金の交付を申請しようとするときは、助成金交付申請書（別記第1号様式）を、必要な書類を添えて、公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第4条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認める場合は、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成事業者に通知する。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

### (事情変更による決定の取消し等)

第5条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 理事長は、第1項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金等を交付することができる。

(1) 助成事業の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金等の支払に要する経費

(申請の撤回)

第6条 助成事業者は、第4条の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(助成金の概算払)

第7条 理事長は、助成事業者から概算払請求書(別記第3号様式)の提出があった場合に、必要があると認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による助成金の概算払を受けた場合は、第13条第1項の規定による額の確定の通知を受領後、概算払精算書(別記第4号様式)を理事長に提出し、速やかに助成金を精算しなければならない。

(承認事項)

第8条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 助成金額の30パーセントを超えて変更しようとするとき
- (2) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 理事長は、助成事業の遂行状況について、必要な書類の提出を求めることができる。

(助成事業の遂行命令)

第11条 理事長は、助成事業者が提出する報告書、東京都知事が実施する地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命じる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、実績報告書(別記第6号様式)に必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第8条第3号の規定により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合について準用する。

(助成金の額の確定)

第 13 条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第 7 号様式により助成事業者へ通知する。

2 助成事業者は、前項の通知を受けたときは速やかに助成金請求書（別記第 8 号様式）を理事長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 14 条 理事長は、前条の規定による審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、それに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

2 第 12 条第 1 項の規定は、前項の命令により助成事業者が必要な処置をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第 15 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) その他、この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第 13 条の規定により助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

(助成金の返還)

第 16 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 理事長は、助成事業者へ交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第 17 条 助成事業者が、第 15 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条第 1 項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた助成事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 第 1 項及び前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日当たり

の割合とする。

(違約加算金の計算)

第 18 条 助成事業者が助成金を 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第 20 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 21 条 理事長は、助成事業者に対し助成金の返還を命じ、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、助成事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿等の整理)

第 22 条 助成事業者は、助成事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保存しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 23 条 助成事業者は、第 3 条の規定に基づく交付申請、第 6 条の規定に基づく申請の撤回、第 7 条第 1 項の規定に基づく概算払請求、同条第 2 項の規定に基づく概算払精算、第 8 条の規定に基づく変更等承認、第 9 条の規定に基づく事故報告、第 10 条の規定に基づく状況報告、第 12 条第 1 項の規定に基づく実績報告、第 13 条第 2 項の規定に基づく助成金請求、第 20 条の規定に基づく財産処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理

組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 24 条 理事長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第 4 条第 1 項の規定に基づく通知、第 5 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、第 11 条第 1 項の規定に基づく遂行命令、同条第 2 項の規定に基づく一時停止命令、第 13 条第 1 項の規定に基づく通知、第 14 条第 1 項の規定に基づく是正命令、第 15 条第 1 項の規定に基づく決定の取消し、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく返還命令について、助成事業者が書面による通知等を受け取れることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 26 日から施行する。

## 多様な林業経営モデル創出事業実施要綱

31農振財森第45号  
平成31年4月1日

### (趣旨)

第1条 多様な林業経営モデル創出事業実施要綱(平成31年3月22日付30産労農森第1285号)、多様な林業経営モデル創出事業費補助金交付要綱(平成31年3月22日付30産労農森第1286号)、多様な林業経営モデル創出事業実施要領(平成31年3月22日付30産労農森第1288号)に基づき、経営の多角化に要する経費の助成、多摩の森林を活用した新たな取組等の情報提供を通じて、地域林業の担い手である林業労働力の、通年の事業量の安定化と収益の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 財団

公益財団法人東京都農林水産振興財団をいう。

(2) 理事長

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長をいう。

(3) 林業事業者

森林施業に係る事業を営む事業者をいう。ここで、森林施業とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第2条第1項でいう森林施業をいう。また、事業者とは、個人事業者及び法人をいう。さらに、個人事業者とは、事業を行う個人をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定される届出を行う者をいう。

### (事業実施主体)

第3条 林業事業者が実施するものとする。

### (事業の内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経営多角化に要する経費の助成

財団は、林業事業者が森林施業に係る事業と並行して、新規に又は規模を拡大して実施する、森林・林業・木材産業に関連する事業の初期投資に要する経費の助成を行う。

(2) 多摩の森林を活用した新たな取組等のための情報提供

財団は、多摩の森林を活用した森林・林業・木材産業に係る新たな取組等を支援するため、事例の発表や、専門家の講演等によるセミナーを開催する。

### (事業の実施)

第5条 事業の実施は、次の各項に掲げるとおりとする。

1 本事業を活用する林業事業者は、助成金交付申請書を提出する。

2 財団は、第1項の申請書の提出があったときは審査を行い、適切であると認められるときは助成の交付の決定をする。

3 財団は、特に必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

4 財団は、事業期間終了後、対象事業者に速やかに実績報告書を提出させ、内容について審査を行い、適切と認められるときは交付すべき助成金の額を確定する

### (助成金交付の基準等)

第6条 実施要綱第4条に掲げる助成については、以下に定めるところによる。

1 財団が林業事業者に助成金を交付する基準は、別表1に定める。

2 財団が林業事業者に助成する金額は、別表2に定める。

3 財団が林業事業者に助成する経費は別表3に定める。

(財団の助成)

第7条 理事長は、林業事業者が本事業を実施するために必要な経費を、別に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

(報告)

第8条 理事長は、本事業を活用する林業事業者に対し、事業実施の状況等について報告を求めるとともに、その内容について調査することができるものとする。

(その他)

第9条 事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成31年4月1日付31農振財森第45号)  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 助成金交付基準

対象事業基準
(1) 対象事業者が森林施業に係る事業と並行して、新規に又は規模を拡大して実施する、森林・林業・木材産業に関連する事業であること (2) 多摩の森林や多摩産材のPRに資する事業であること
対象経費基準
下記(1)～(6)を満たし、別表3に示す対象経費であること。 (1) 対象事業を実施するための初期投資に係る経費 (2) 助成対象期間中に契約、契約の履行(取得・実施等)、支出が完了した経費 (3) 助成対象の、使途・単価・規模等の確認ができる経費 (4) 対象事業の実施に関わるものとして、他の事業と明確に区分できる経費 (5) 財産の取得に関する経費の場合、所有権が対象事業者のものとなる経費 (6) 規模を拡大して実施する対象事業については数量等を拡大する分の経費
対象者基準
都内に森林施業の実施に係る事業所を有する林業事業者であること。又は、事業所を有さない場合は、都内に居住地を有する林業事業者であること

別表2 助成金額等

助成金額	年額2,500千円(上限)
助成率	助成対象経費の1/2以内

別表3 助成対象経費

賃借料 専門家謝金 広告費 備品費 施設整備費 資格取得費 土地造成費 一般需用費 委託料 交通費 その他理事長が認める費用
--